

今後の建設人材確保対策について（平成28年度予算案）

参考資料6

課題

近年続いていた建設投資の急激な減少に伴うダンピング等の受注競争の激化

就労者の雇用環境が悪化し、若年入職者の減少（高齢化の進展）

技能継承のための担い手確保への懸念

復興の一層の加速化、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会開催決定

国土交通省

- 1 適切な賃金水準の確保等、社会保険等未加入対策の更なる強化
- 2 若手の早期活躍の推進
- 3 将来を見通すことのできる環境整備
- 4 教育訓練の充実強化等
- 5 女性の更なる活躍の推進
- 6 現場の生産性の向上や重層下請構造の改善

連携して
取組を推進

業界体質の改善

イメージアップ

- ・ 適切な賃金水準の確保
- ・ 社会保険未加入対策の推進
- ・ 建設業の理解と関心の促進 など

業界団体

厚生労働省

1 魅力ある職場づくりの推進

- ①建設労働者確保育成助成金による支援【拡充】【50億円】
登録基幹技能者の処遇向上や、女性専用作業員施設の整備等に対する助成を追加。
- ②雇用管理制度導入に係るコンサルティング支援【継続】【4.3億円】
民間団体等に委託し、雇用管理制度導入に係るコンサルティングや好事例等のセミナーを実施。
- ③雇用管理責任者に対する研修【継続】【1.1億円】
27年度から開催地域を拡充し、事業主が参加しやすい環境を整備。
- ④高齢者が就労しやすい環境整備への支援【継続】【30億円】
建設業等の特定分野に係る事業を営む事業主については、27年度から60歳以上の雇用者1人当たりの上限額の引き上げ（20万円→30万円）を実施。
- ⑤職長等に対する現場での指導力向上等に係る研修【拡充】【0.6億円】
建設現場における安全管理水準の向上を図るため、作業中の労働者を直接指導、監督する職長等に対する指導力向上のための研修を実施

2 ハローワークにおけるマッチング強化

- ①建設人材確保プロジェクトの推進【拡充】【1.6億円】
建設関係職種の新卒求職者へのフォローアップの徹底等の取組を推進。（28年度においては、取組みの充実として、職場見学会を実施）
- ②ジョブサポーターによるきめ細かな支援【継続】【0.1億円】
大学への出張相談等在学中からの就職支援や未就職卒業生への担当者制によるきめ細かな就職支援、職場定着支援を実施。（27年度から建設等も含めた多様な業種に関する職業理解を進めるための業界団体等における地元企業の高校内企業説明会等を実施）

3 職業訓練の充実等

- ①建設分野における公共職業訓練【継続】【3.2億円】
建設機械等の運転技能だけでなく、パソコンスキル講習等と組み合わせた「総合オペレーション科」を引き続き実施。
- ②中小建設事業主等への支援【継続】【9.2億円】
認定職業訓練制度等の充実や業界団体等と連携した人材育成事業（「建設労働者緊急育成支援事業」）を実施。
- ③ものづくりマイスター制度による若年技能者等への実技指導【継続】【34億円】
ものづくりマイスターを中小企業等に派遣し、若年技能者への実技指導を実施。

建設労働者確保育成助成金の概要（平成28年度予定）

◆ 認定訓練の実施を支援

経費助成 補助対象経費の1/6
賃金助成 日額 5,000円

職業能力開発促進法に規定する認定職業訓練または指導員訓練のうち、建設関連の訓練を実施した場合に助成

◆ 技能実習の実施を支援

経費助成 中小9割（委託は8割、被災三県は10割）
中小以外5割 ※女性を対象とする場合のみ
賃金助成 中小 8,000円（日額）

若年労働者の育成と熟練技能の維持・向上を図るため、キャリアに応じた技能実習を実施した場合に助成

- 安衛法に基づく特別教育や教習及び技能講習
- 能開法に規定する技能検定試験のための事前講習
- 建設業法施行規則に規定する登録基幹技能者講習
- 施工管理に関する技術検定の講習
- 技能継承のための指導者養成実習
- 上記以外の建設工事に直接関連する実習など

◆ 雇用管理制度の導入を支援

制度導入助成 各制度ごと10万円（1）
目標達成助成 定着改善60万円（2）
＋入職改善60万円（3）

若年労働者の入職や定着を図るため、就業規則や労働協約を変更することにより雇用管理改善につながる制度（①評価・処遇制度、②研修制度、③健康づくり制度、④メンター制度）を新たに導入し、実際に適用した場合に助成

（1）整備計画期間内に雇用管理制度を新たに導入・実施
⇒ ①～④の区分単位で10万円を助成

（2）計画期間終了後1年間の離職率改善が目標を達成
⇒ （1）の助成に加え、60万円を助成

（3）計画期間終了後1年間の若年入職者が目標を達成
⇒ （1）（2）の助成に加え、60万円を助成

職場定着支援助成金
（個別企業助成コース）

建設労働者確保
育成助成金

◆ 登録基幹技能者の処遇向上を支援

1人10万円（最大3年まで）

若年労働者の入職や定着を図るため、就業規則や労働協約を変更することにより登録基幹技能者の賃金テーブルまたは資格手当を年間3%以上かつ15万円以上引き上げ、実際に適用した場合に助成。

◆ 若年者及び女性に 魅力ある職場づくり支援

経費助成 中小2／3
中小以外1／2

若年労働者及び女性労働者の入職や定着を図るため、「若年者及び女性労働者に魅力ある職場づくり」につながる取組を実施した場合に助成

（事業主）200万円を上限

- 現場見学会や体験実習、インターンシップ等の建設業の魅力を若者に伝える取組 など
- 建労法に基づき雇用管理を行う雇用管理責任者の知識の取得及び向上への取組 など
- 優良な女性労働者に対する表象制度 など

（事業主団体）団体の規模に応じて上限1千万円または2千万円

- 調査・事業計画策定事業
事業推進委員会を開催し、具体的な事業計画を策定
- 入職・職場定着事業
若年者及び女性の入職や定着に係る諸問題の改善を図る取組
（学生や教員に対する現場見学会や体験学習など魅力を伝える取組、評価・処遇制度や時短・休暇制度の普及、技能や雇用管理の表彰実施、妊娠・育児やキャリアアップに係る情報交換会の開催、熟練技能継承のためのDVD作成など）

◆ その他

広域的な職業訓練の推進活動や、建設現場の女性専用トイレ・更衣室の整備、被災三県における作業員宿舍等の確保に対する助成を実施